

議案第 5 号

瑞穂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 3 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

（提案理由）

町職員の給与を改定するほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、初任給調整手当」を削る。

第 4 条第 5 項を次のように改める。

- 5 前 2 項の規定にかかわらず、職員が 5 5 歳に達した日以後の最初の 3 月 3 1 日を超えて在職する場合は、当該 3 月 3 1 日の翌日以後昇給させることができない。ただし、勤務成績が極めて又は特に良好である職員については、前項の規定中「良好な成績で勤務した職員の昇給の号級数を 4 号給とすることを標準」とあるのは「極めて良好な成績で勤務した職員の昇給の号級数を 2 号給、特に良好な成績で勤務した職員の号級数を 1 号給」と読み替えて、

同項の規定を適用して昇給させることができる。

第6条の2を次のように改める。

第6条の2 削除

第9条第2項第1号中「得た額）」を「得た額。以下「運賃等相当額」という。）」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、運賃等相当額を6箇月につき同号に掲げる職員としての要件を満たすものとして手当が支給される月数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給月数を乗じて得た額

第10条の2中「第2条に掲げられている給料額の100分の20以内で」を「、その職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の20を超えない額の範囲内において」に改める。

第15条中「第3項から第5項まで」を「第4項から第6項まで」に、「乗じ得た額」を「乗じて得た額」に改める。

第16条第2項中「（以下「手当額算定の基礎額」という。）」を削り、同条第4項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号に掲げる職員に支給する期末手当に対する第2項の規定の適用については、同項中「合計額」とあるのは「合計額に、給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

第17条第2項中「手当額算定の基礎額に、規則」を「勤勉手当基礎額（給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額をいう。以下この項において同じ。）に、規則」に、「その基準日現在において受けるべき手当額算定の基礎額」を「その基準日現在において受けるべき勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」に改め、同条第4項中「手当額算定の基礎額」を「合計額をいう」に、「手当額算定の基礎額に」を「合計額に」に、「規則」を「規則」に、「加算した額」を「加算した額をいう」に改める。

第 19 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

第 22 条第 1 項中「第 6 条の 2、第 7 条」を「第 7 条」に改める。
別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条、第 7 条、第 2 2 条関係）

給料表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	141,300 円	199,100 円	224,800 円	284,000 円	472,000 円
	2	142,300	200,900	226,700	286,400	479,000
	3	143,400	202,700	228,600	288,800	486,500
	4	144,500	204,600	230,500	291,100	494,000
	5	145,600	206,400	232,500	293,400	—
	6	146,700	208,200	234,400	295,800	—
	7	147,800	210,000	236,300	298,200	—
	8	148,900	211,900	238,300	300,500	—
	9	149,900	213,800	240,300	302,900	—
	10	150,900	215,600	242,300	305,400	—
	11	152,000	217,400	244,300	307,800	—
	12	153,100	219,300	246,300	310,300	—
	13	154,200	221,300	248,300	312,700	—
	14	155,500	223,200	250,400	315,200	—
	15	156,800	225,000	252,500	317,700	—
	16	158,100	226,900	254,600	320,100	—
	17	159,500	228,900	256,800	322,600	—
	18	161,700	230,800	259,000	325,200	—
	19	163,900	232,600	261,200	327,900	—
	20	166,200	234,500	263,400	330,500	—
	21	168,500	236,500	265,600	333,100	—
	22	170,400	238,400	267,800	335,800	—
	23	172,300	240,200	270,000	338,500	—
	24	174,200	242,100	272,200	341,200	—
	25	176,100	244,100	274,500	343,900	—
	26	178,100	246,000	276,800	346,600	—
	27	180,100	247,800	279,100	349,300	—
	28	182,100	249,700	281,400	352,100	—
	29	184,100	251,700	283,700	354,900	—
	30	186,100	253,800	286,000	357,900	—
	31	188,200	255,800	288,400	360,800	—
	32	190,300	257,900	290,700	363,700	—
	33	192,500	259,900	293,000	366,700	—
	34	194,500	261,800	295,400	369,600	—
	35	196,400	263,700	297,800	372,400	—
	36	198,300	265,600	300,100	375,200	—
	37	200,200	267,400	302,500	377,800	—
	38	202,000	269,200	304,900	380,400	—

39	203, 700	271, 000	307, 300	382, 800	—
40	205, 400	272, 900	309, 800	385, 300	—
41	207, 100	274, 700	312, 200	387, 800	—
42	208, 800	276, 600	314, 600	390, 200	—
43	210, 500	278, 400	317, 100	392, 600	—
44	212, 200	280, 200	319, 500	395, 000	—
45	213, 900	282, 000	322, 000	397, 500	—
46	215, 600	283, 800	324, 500	399, 900	—
47	217, 300	285, 600	327, 000	402, 200	—
48	219, 000	287, 400	329, 600	404, 500	—
49	220, 700	289, 200	332, 200	406, 900	—
50	222, 400	291, 000	334, 900	409, 300	—
51	224, 100	292, 800	337, 600	411, 600	—
52	225, 800	294, 600	340, 300	413, 800	—
53	227, 400	296, 400	343, 000	415, 900	—
54	229, 100	298, 200	345, 600	417, 900	—
55	230, 800	300, 000	348, 100	420, 000	—
56	232, 500	301, 700	350, 500	422, 000	—
57	234, 100	303, 400	352, 800	423, 900	—
58	235, 700	305, 100	355, 100	425, 800	—
59	237, 400	306, 800	357, 300	427, 600	—
60	239, 000	308, 500	359, 400	429, 400	—
61	240, 600	310, 200	361, 400	431, 200	—
62	242, 200	311, 800	363, 400	432, 700	—
63	243, 900	313, 500	365, 400	433, 800	—
64	245, 500	315, 100	367, 300	434, 700	—
65	247, 100	316, 600	369, 200	435, 600	—
66	248, 800	318, 200	371, 000	436, 400	—
67	250, 400	319, 700	372, 700	437, 100	—
68	252, 000	321, 300	374, 300	437, 800	—
69	253, 600	322, 800	375, 900	438, 500	—
70	255, 300	324, 300	377, 000	439, 200	—
71	256, 900	325, 700	378, 100	439, 900	—
72	258, 500	327, 100	379, 000	440, 600	—
73	260, 100	328, 600	379, 900	441, 300	—
74	261, 700	330, 100	380, 800	442, 000	—
75	263, 400	331, 500	381, 700	442, 700	—
76	265, 000	332, 900	382, 500	443, 300	—
77	266, 600	334, 200	383, 300	443, 900	—
78	268, 200	335, 500	384, 100	444, 600	—
79	269, 800	336, 700	384, 900	445, 200	—
80	271, 300	337, 800	385, 700	445, 800	—
81	272, 800	338, 800	386, 500	446, 400	—
82	274, 400	339, 800	387, 200	447, 000	—

83	275,900	340,800	387,900	447,600	—
84	277,400	341,700	388,500	448,200	—
85	278,900	342,500	389,100	448,800	—
86	280,500	343,400	389,700	449,400	—
87	282,000	344,100	390,300	450,000	—
88	283,500	344,800	390,900	450,500	—
89	285,000	345,500	391,500	451,000	—
90	286,400	346,100	392,100	451,600	—
91	287,900	346,600	392,700	452,100	—
92	289,400	347,000	393,200	452,600	—
93	290,800	347,500	393,700	453,100	—
94	292,200	348,000	394,300	453,600	—
95	293,600	348,500	394,800	454,100	—
96	295,000	349,000	395,300	454,600	—
97	296,400	349,400	395,800	455,000	—
98	297,700	349,900	396,300	—	—
99	298,900	350,300	396,800	—	—
100	300,200	350,800	397,300	—	—
101	301,400	351,300	397,800	—	—
102	302,600	351,700	398,300	—	—
103	303,800	352,200	398,800	—	—
104	304,900	352,700	399,300	—	—
105	306,000	353,100	399,700	—	—
106	306,900	353,500	400,200	—	—
107	307,800	353,900	400,700	—	—
108	308,700	354,300	401,100	—	—
109	309,500	354,700	401,500	—	—
110	310,200	355,100	402,000	—	—
111	310,900	355,500	402,500	—	—
112	311,600	355,900	402,900	—	—
113	312,300	356,300	403,300	—	—
114	312,700	356,700	403,800	—	—
115	313,200	357,100	404,300	—	—
116	313,700	357,500	404,700	—	—
117	314,100	357,900	405,100	—	—
118	314,500	358,300	405,600	—	—
119	314,800	358,700	406,000	—	—
120	315,100	359,100	406,400	—	—
121	315,400	359,500	406,800	—	—
122	315,800	359,800	407,300	—	—
123	316,100	360,200	407,700	—	—
124	316,400	360,600	408,100	—	—
125	316,700	361,000	408,500	—	—
126	317,100	361,300	409,000	—	—

	127	317, 400	361, 700	409, 400	—	—
	128	317, 700	362, 100	409, 800	—	—
	129	318, 000	362, 500	410, 200	—	—
	130	318, 400	—	410, 700	—	—
	131	318, 700	—	411, 100	—	—
	132	319, 000	—	411, 500	—	—
	133	319, 300	—	411, 900	—	—
	134	319, 700	—	412, 300	—	—
	135	320, 000	—	412, 700	—	—
	136	320, 300	—	413, 100	—	—
	137	320, 600	—	413, 500	—	—
	138	320, 900	—	413, 900	—	—
	139	321, 300	—	414, 300	—	—
	140	321, 600	—	414, 700	—	—
	141	321, 900	—	415, 100	—	—
	142	322, 200	—	—	—	—
	143	322, 500	—	—	—	—
	144	322, 800	—	—	—	—
	145	323, 100	—	—	—	—
	146	323, 400	—	—	—	—
	147	323, 700	—	—	—	—
	148	324, 000	—	—	—	—
	149	324, 300	—	—	—	—
再任用職員		198, 300	230, 400	271, 000	313, 000	429, 100

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で町長が定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、157,100円とする。
- 3 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で町長が定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、183,700円とする。

別表第 2（第 3 条関係）

給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級
	号 給	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	132,900 円	226,900 円
	2	133,400	228,800
	3	133,900	230,500
	4	134,400	232,300
	5	134,900	234,000
	6	135,400	235,600
	7	135,900	237,300
	8	136,500	238,900
	9	137,100	240,500
	10	137,600	242,100
	11	138,300	243,700
	12	138,900	245,300
	13	139,500	246,900
	14	140,300	248,500
	15	141,200	250,100
	16	142,100	251,700
	17	143,000	253,300
	18	144,100	254,900
	19	145,300	256,500
	20	146,500	258,100
	21	147,700	259,700
	22	148,900	261,300
	23	150,100	262,900
	24	151,300	264,500
	25	152,500	266,100
	26	153,900	267,700
	27	155,400	269,400
	28	156,900	271,000
	29	158,400	272,500
	30	160,000	274,100
	31	161,600	275,600
	32	163,200	277,000
	33	164,900	278,500
	34	166,500	280,000
	35	168,200	281,300
	36	169,900	282,700
	37	171,600	284,000

38	173,200	285,400
39	174,900	286,800
40	176,600	288,000
41	178,300	289,300
42	179,800	290,500
43	181,200	291,700
44	182,600	292,800
45	184,000	293,900
46	185,300	294,900
47	186,600	295,900
48	187,900	296,900
49	189,100	297,900
50	190,300	298,900
51	191,400	299,800
52	192,600	300,700
53	193,600	301,600
54	195,000	302,500
55	196,400	303,400
56	197,900	304,200
57	199,400	305,000
58	200,600	305,800
59	202,200	306,600
60	203,700	307,400
61	205,100	308,200
62	206,700	308,800
63	208,200	309,400
64	209,700	310,000
65	211,100	310,600
66	212,600	311,200
67	214,100	311,800
68	215,600	312,400
69	217,000	312,900
70	218,500	313,500
71	220,100	314,000
72	221,400	314,500
73	222,800	315,000
74	224,300	315,500
75	225,800	316,000
76	227,200	316,500
77	228,600	316,900
78	230,000	317,400
79	231,400	317,800
80	232,900	318,200
81	234,200	318,600

82	235,600	319,000
83	237,200	319,400
84	238,600	319,700
85	240,000	320,000
86	241,500	320,400
87	242,900	320,800
88	244,400	321,100
89	245,800	321,400
90	247,200	321,800
91	248,600	322,100
92	250,000	322,400
93	251,400	322,700
94	252,900	323,100
95	254,300	323,400
96	255,600	323,700
97	256,800	324,000
98	258,200	324,400
99	259,600	324,700
100	261,000	325,000
101	262,100	325,200
102	263,400	325,500
103	264,700	325,800
104	265,900	326,100
105	267,100	326,400
106	268,100	326,800
107	269,100	327,100
108	270,100	327,300
109	271,100	327,600
110	272,100	327,900
111	273,100	328,200
112	273,800	328,500
113	274,700	328,800
114	275,500	329,100
115	276,300	329,400
116	277,100	329,700
117	277,800	330,000
118	278,400	330,300
119	279,000	330,600
120	279,600	330,900
121	280,100	331,200
122	280,600	331,500
123	281,000	331,800
124	281,400	332,100
125	281,800	332,400

126	282, 200	332, 700
127	282, 600	333, 000
128	283, 000	333, 300
129	283, 300	333, 600
130	283, 700	333, 900
131	284, 100	334, 200
132	284, 500	334, 500
133	284, 800	334, 800
134	285, 100	335, 100
135	285, 400	335, 400
136	285, 700	335, 700
137	286, 000	336, 000
138	286, 300	336, 300
139	286, 600	336, 600
140	286, 900	336, 900
141	287, 200	337, 200
142	287, 500	337, 500
143	287, 800	337, 800
144	288, 100	338, 100
145	288, 400	338, 400
146	288, 700	338, 700
147	289, 000	339, 000
148	289, 300	339, 300
149	289, 600	339, 600
150	289, 900	339, 900
151	290, 200	340, 200
152	290, 500	340, 500
153	290, 800	340, 800
154	291, 100	341, 100
155	291, 400	341, 400
156	291, 700	341, 700
157	292, 000	342, 000
158	292, 300	342, 300
159	292, 600	342, 600
160	292, 900	342, 900
161	293, 200	343, 200
162	293, 500	343, 500
163	293, 800	343, 800
164	294, 100	344, 100
165	294, 400	344, 400
166	294, 700	344, 700
167	295, 000	345, 000
168	295, 300	345, 300
169	295, 600	345, 600

170	295, 900	345, 900
171	296, 200	346, 200
172	296, 500	346, 500
173	296, 800	346, 800
174	297, 100	347, 100
175	297, 400	347, 400
176	297, 700	347, 700
177	298, 000	348, 000
178	298, 300	348, 300
179	298, 600	348, 600
180	298, 900	348, 900
181	299, 200	349, 200
182	299, 500	349, 500
183	299, 800	349, 800
184	300, 100	350, 100
185	300, 400	350, 400
186	300, 700	350, 700
187	301, 000	351, 000
188	301, 300	351, 300
189	301, 600	351, 600
190	301, 900	351, 900
191	302, 200	352, 200
192	302, 500	352, 500
193	302, 800	352, 800
194	303, 100	353, 100
195	303, 400	353, 400
196	303, 700	353, 700
197	304, 000	354, 000
198	304, 300	354, 300
199	304, 600	354, 600
200	304, 900	354, 900
201	305, 200	355, 200
202	305, 500	355, 500
203	305, 800	355, 800
204	306, 100	356, 100
205	306, 400	356, 400
206	306, 700	356, 700
207	307, 000	357, 000
208	307, 300	357, 300
209	307, 600	357, 600
210	307, 900	357, 900
211	308, 200	358, 200
212	308, 500	358, 500
213	308, 800	358, 800

214	309, 100	359, 100
215	309, 400	359, 400
216	309, 700	359, 700
217	310, 000	360, 000
218	310, 300	360, 300
219	310, 600	360, 600
220	310, 900	360, 900
221	311, 200	361, 200
222	311, 500	361, 500
223	311, 800	361, 800
224	312, 100	362, 100
225	312, 400	362, 400
226	312, 700	—
227	313, 000	—
228	313, 300	—
229	313, 600	—
230	313, 900	—
231	314, 200	—
232	314, 500	—
233	314, 800	—
234	315, 100	—
235	315, 400	—
236	315, 700	—
237	316, 000	—
238	316, 300	—
239	316, 600	—
240	316, 900	—
241	317, 200	—
242	317, 500	—
243	317, 800	—
244	318, 100	—
245	318, 400	—
246	318, 700	—
247	319, 000	—
248	319, 300	—
249	319, 600	—
250	319, 900	—
251	320, 200	—
252	320, 500	—
253	320, 800	—
254	321, 100	—
255	321, 400	—
256	321, 700	—
257	322, 000	—

	258	322, 300	—
	259	322, 600	—
	260	322, 900	—
	261	323, 200	—
再任用職員		208, 100	222, 400

別表第 4 を次のように改める。

別表第 4 （第 3 条関係）

給料表（一）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	主事の職務
2 級	主任の職務
3 級	係長又は主査の職務
4 級	課長又は主幹の職務
5 級	部長の職務

給料表（二）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	用務員の職務
2 級	技能主任の職務

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（最高号給の切替え等）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、別表第 1 及び別表第 2 の給料表に定める職務の級における最高の号給を受けていた職員の施行日における号給及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、町長が定める。

（施行日前の異動者の号給の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号給及びこれを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にして異動をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、町長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

- 4 瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 2 9 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「、第 6 条の 2」を削る。

瑞穂町職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
第1条 略 (給料) 第2条 給料は、瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成22年条例第13号。以下「勤務時間条例」という。)に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて_____、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、管理職手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び宿日直手当を除いたものとする。 2 略 第3条 略 (昇給の基準) 第4条 略 2から4 略 5 <u>前2項の規定にかかわらず、職員が55歳に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する場合は、当該3月31日の翌日以後昇給させることができない。ただし、勤務成績が極めて又は特に良好である職員については、前項の規定中「良好な成績で勤務した職員の昇給の号級数を4号給とすることを標準」とあるのは「極めて良好な成績で勤務した職員の昇給の号級数を2号給、特に良好な成績で勤務した職員の号級数を1号給」と読み替えて、同項の規定を適用して昇給させることができる。</u> 6から9 略 第4条の2から第6条 略 第6条の2 削除	第1条 略 (給料) 第2条 給料は、瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成22年条例第13号。以下「勤務時間条例」という。)に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、<u>初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、管理職手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び宿日直手当を除いたものとする。 2 略 第3条 略 (昇給の基準) 第4条 略 2から4 略 5 <u>4月1日に55歳(第10条の2に規定する管理職手当が支給される職員にあつては、57歳)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「1号給」とする。</u> 6から9 略 第4条の2から第6条 略 (初任給調整手当) 第6条の2 <u>次の各号に掲げる職に新たに採用</u>

第6条の3から第8条の3 略

(通勤手当)

第9条 略

2 略

(1)前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の6箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(通用期間6箇月の定期券が発行されていない交通機関にあっては、通用期間3箇月の定期券の価額に2を乗じて得た額。以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を6箇月につき同号に掲げる

された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1)科学技術に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの、月額2,500円

(2)前号の職以外の職で専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められるもので規則で定めるもの、月額1,000円

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第6条の3から第8条の3 略

(通勤手当)

第9条 略

2 略

(1)前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の6箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(通用期間6箇月の定期券が発行されていない交通機関にあっては、通用期間3箇月の定期券の価額に2を乗じて得た額)

職員としての要件を満たすものとして手当が支給される月数(以下「支給月数」という。)で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給月数を乗じて得た額

(2) 略

3 略

第10条 略

(管理職手当)

第10条の2 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものについては、その特殊性に基づき、その職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の20を超えない額の範囲内において規則で定める額を管理職手当として支給する。

2及び3 略

第11条から第14条 略

(勤務1時間当たりの給料等の額の算出)

第15条 第11条、第12条第1項及び第4項から第6項まで、第13条第2項並びに前条に規定する勤務1時間当たりの給料等の額は、給料の月額及び規則で定める手当の月額のそれぞれ12を乗じて得た額を、規則で定める年間の勤務時間でそれぞれ除して得た額とする。

第15条の2 略

(期末手当)

第16条 略

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額_____に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の1

(2) 略

3 略

第10条 略

(管理職手当)

第10条の2 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものについては、その特殊性に基づき第2条に掲げられている給料額の100分の20以内で規則で定める額を管理職手当として支給する。

2及び3 略

第11条から第14条 略

(勤務1時間当たりの給料等の額の算出)

第15条 第11条、第12条第1項及び第3項から第5項まで、第13条第2項並びに前条に規定する勤務1時間当たりの給料等の額は、給料の月額及び規則で定める手当の月額のそれぞれ12を乗じ得た額を、規則で定める年間の勤務時間でそれぞれ除して得た額とする。

第15条の2 略

(期末手当)

第16条 略

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(以下「手当額算定の基礎額」という。)に、3月に支給する場合においては100分の25、6月

15、12月に支給する場合においては100分の120を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 略

4 次の各号に掲げる職員に支給する期末手当に対する第2項の規定の適用については、同項中「合計額」とあるのは「合計額に、給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に職務段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

(1)(2) 略

5 略

第16条の2及び第16条の3 略

(勤勉手当)

第17条 略

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。)において受けるべき勤勉手当基礎額(給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。以下この項において同じ。)に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、その支給する勤勉手当の額の総額は、職員がその基準日現在において受けるべき勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受ける

に支給する場合においては100分の115、12月に支給する場合においては100分の120を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 略

4 次の各号に掲げる職員に支給する期末手当に対する第2項の規定の適用については、同項中「手当額算定の基礎額」とあるのは、「手当額算定の基礎額に、給料及びこの地域手当の月額合計額に、職務段階等を考慮して、規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

(1)(2) 略

5 略

第16条の2及び第16条の3 略

(勤勉手当)

第17条 略

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。)において受けるべき手当額算定の基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、その支給する勤勉手当の額の総額は、職員がその基準日現在において受けるべき手当額算定の基礎額に、6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の100を乗じて得た額を超えてはならない。

べき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の100を乗じて得た額を超えてはならない。

3 略

4 次の各号に掲げる職員に支給する勤勉手当に対する第2項の規定の適用については、同項中「合計額をいう」とあるのは、「合計額に、給料及びこれの地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額をいう」とする。

(1)(2) 略

5 略

第18条 略

(休職者の給与)

第19条 略

2 職員が、前項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号の事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 略

4 略

5 略

第20条及び第21条 略

(特定職員についての適用除外)

3 略

4 次の各号に掲げる職員に支給する勤勉手当に対する第2項の規定の適用については、同項中「手当額算定の基礎額」とあるのは、「手当額算定の基礎額に、給料及びこれの地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して、規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

(1)(2) 略

5 略

第18条 略

(休職者の給与)

第19条 略

2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が、前2項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号の事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 略

5 略

6 略

第20条及び第21条 略

(特定職員についての適用除外)

第22条 <u>第7条、第8条及び第8条の3の規定は、再任用職員には適用しない。</u> 2及び3 略 第23条 略 別表第1 略 別表第2 略 別表第3 略 別表第4 略 附 則 <u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u> <u>(最高号給の切替え等)</u> 2 <u>この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、別表第1及び別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号給を受けていた職員の施行日における号給及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、町長が定める。</u> <u>(施行日前の異動者の号給の調整)</u> 3 <u>施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号給及びこれを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にして異動をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、町長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</u> 4 略	第22条 <u>第6条の2、第7条、第8条及び第8条の3の規定は、再任用職員には適用しない。</u> 2及び3 略 第23条 略 別表第1 略 別表第2 略 別表第3 略 別表第4 略
--	--

附則第4項による改正

瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表

新	旧
第1条から第5条 略 (給与条例の適用除外) 第6条 給与条例第3条、第4条____、第7条、第8条、第8条の3、第10条の2、第12条から第14条まで及び第17条の規定は、特定任期付職員には適用しない。 第7条 略	第1条から第5条 略 (給与条例の適用除外) 第6条 給与条例第3条、第4条、<u>第6条の2</u>、第7条、第8条、第8条の3、第10条の2、第12条から第14条まで及び第17条の規定は、特定任期付職員には適用しない。 第7条 略